

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 26日	
堺市長 殿	
提出者	
住所 大阪府堺市西区石津西町5番地	
氏名 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所阪神地区(堺)	
地区代表 藤村 健介	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-243-2523	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所阪神地区(堺)
事業場の所在地	大阪府堺市西区石津西町5番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22:鉄鋼業
②事業の規模	月間生産量:65(千トン)
③従業員数	712名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

前 年 度 【2024 年 度】 実 績

排 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当部署の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府堺市西区石津西町5番地	日本製鉄株式会社 瀬戸内製鉄所阪神地区(堺)	阪神環境防災室				

特別管理産業廃棄物の種類	計 画 の 実 施 状 況											②+⑧	③+⑨						
	①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接埋入処分した量	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した自埋入処分又は海洋投入処分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の委託量	⑪=①-②-③-④+⑥-⑦-⑧-⑨-⑩ = ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯			⑫+⑬	⑭+⑮				
コード	名 称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)		
コード参照	特別管理産業廃棄物の種類	発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋入処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量のうち、自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑤の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋入処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、最終処分への再生利用委託量(⑪、⑬を除く)	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者への委託処理委託量	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への委託処理委託量	⑪の量のうち、委託して最終等の中間処理した量(⑮～⑯を除く)	⑪の量のうち、直接委託して埋入処分した量	⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理委託量	⑫の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)	⑭の量と⑮の量を合計したもの(自動計算)
1	7426 ①汚泥(有害)	11								11	11						11	0	11
2	7000 ②引火性廃油	36								36	36						36	0	36
3	7100 ③強酸	37								37	37						37	0	37
4	2522 ④水銀使用製品 照明機器(蛍光灯)	1								1	1						1	0	1
5	2420 ⑤石綿含有ガラスくず、 コンクリートくず、陶磁器くず	1								1				1			1	0	1
6																	0	0	0
7																	0	0	0
8																	0	0	0
9																	0	0	0
10																	0	0	0
11																	0	0	0
12																	0	0	0
13																	0	0	0
14																	0	0	0
15																	0	0	0
16																	0	0	0
17																	0	0	0
18																	0	0	0
19																	0	0	0
20																	0	0	0
	合計	86	0	0	0	0	0	0	0	86	86	0	0	0	0	1	86	0	86

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【2025年度】目標

押 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当部署の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府堺市西区石津西町5番地	日本製鉄株式会社 堺戸内製鉄所阪神地区(堺)	阪神環境防災室				

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況											②+⑧		③+⑨				
コード	名 称	①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接埋立処分又は海洋投	④自ら中間処理した	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した洋投入処分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	(⑪ = ① - ② - ③ - ④ + ⑥ - ⑧ - ⑨ = ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯)					⑫+⑧	③+⑨	
		(t)	(t)	入処分した量(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑪再生利用者への処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑭その際の中間処理委託量(t)	⑮埋立処分委託量(t)	⑯優良認定処理業者への処理委託量	自ら再生利用を行った量(t)	自ら埋立処分又は洋投入処分を行った量(t)
1	7426 ①汚泥(有害)	11									11	11					11	0	0
2	7000 ②引火性廃油	36									36	36					36	0	0
3	7100 ③強酸	37									37	37					37	0	0
4	2522 ④水銀使用製品 照明機器(蛍光灯)	1									1	1					1	0	0
5	2420 ⑤石綿含有ガラスくず、 コンクリートくず、陶磁器くず	1									1				1		1	0	0
6																		0	0
7																		0	0
8																		0	0
9																		0	0
10																		0	0
11																		0	0
12																		0	0
13																		0	0
14																		0	0
15																		0	0
16																		0	0
17																		0	0
18																		0	0
19																		0	0
20																		0	0
合計		86	0	0	0	0	0	0	0	0	86	86	0	0	0	1	86	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) それぞれ分別管理している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状取組の維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 定期的に処理業者の視察を実施 新規処理業者への委託前の視察を実施		

(第4面-2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
認定業者への処理委託を検討			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2024年度)実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等) 現状維持		
※事務処理欄			

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 5 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 8
 - 9 ※欄は記入しないこと。